

別表（第４・第５関係）

区分				交付基準	有効期間
1 身 体 障 が い 者	視覚障がい			身体障害者手帳が４級以上の者	発行の日から 5年以内
	聴覚障がい			身体障害者手帳が３級以上の者	
	ろうあ			身体障害者手帳が３級以上の者	
	平衡機能障がい			身体障害者手帳が５級以上の者	
	肢体不自由	上肢		身体障害者手帳が２級以上の者	
		下肢		身体障害者手帳が６級以上の者	
		体幹		身体障害者手帳が５級以上の者	
		脳原性	上肢機能	身体障害者手帳が２級以上の者	
			移動機能	身体障害者手帳が６級以上の者	
	心臓機能障がい			身体障害者手帳が４級以上の者	
	腎臓機能障がい			身体障害者手帳が４級以上の者	
	呼吸器機能障がい			身体障害者手帳が４級以上の者	
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい			身体障害者手帳が４級以上の者	
	小腸機能障がい			身体障害者手帳が４級以上の者	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			身体障害者手帳が４級以上の者		
肝臓機能障がい			身体障害者手帳が４級以上の者		
2	知的障がい者			療育手帳所持者で障害程度欄がＡ１、Ａ２の者	
3	精神障がい者			精神障害者保健福祉手帳が１級の者	
4	発達障がい者			歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者	
5	難病患者			特定医療費（指定難病）受給者 特定疾患医療受給者 長野県特定疾病医療受給者 先天性血液凝固因子障害等医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	
6	高齢者			介護保険の要介護状態区分が要介護１以上の者	発行の日から 2年以内
7	妊産婦			母子健康手帳を取得した者 産後は２歳未満の子どもを同伴する場合に限る	母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後２年の間
8	その他けが人または病気等の者			けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者	医師の診断書等による必要期間以内（最長で発行の日から１年以内）